

# 京都府地球温暖化対策推進計画の 進捗状況について

2025年7月29日（火）  
京都府総合政策環境部  
脱炭素社会推進課

# **1. 本日の御説明事項・御意見をいただきたい事項**

## 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について

京都府地球温暖化対策推進計画については、進捗状況を評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証いただくこととなっている。

**→ 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況の評価について、御意見等をいただきたい**

<参考：京都府地球温暖化対策推進計画 VI 計画の進行管理（抜粋）>

### 2 計画の進捗状況の点検

緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検します。

適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検します。

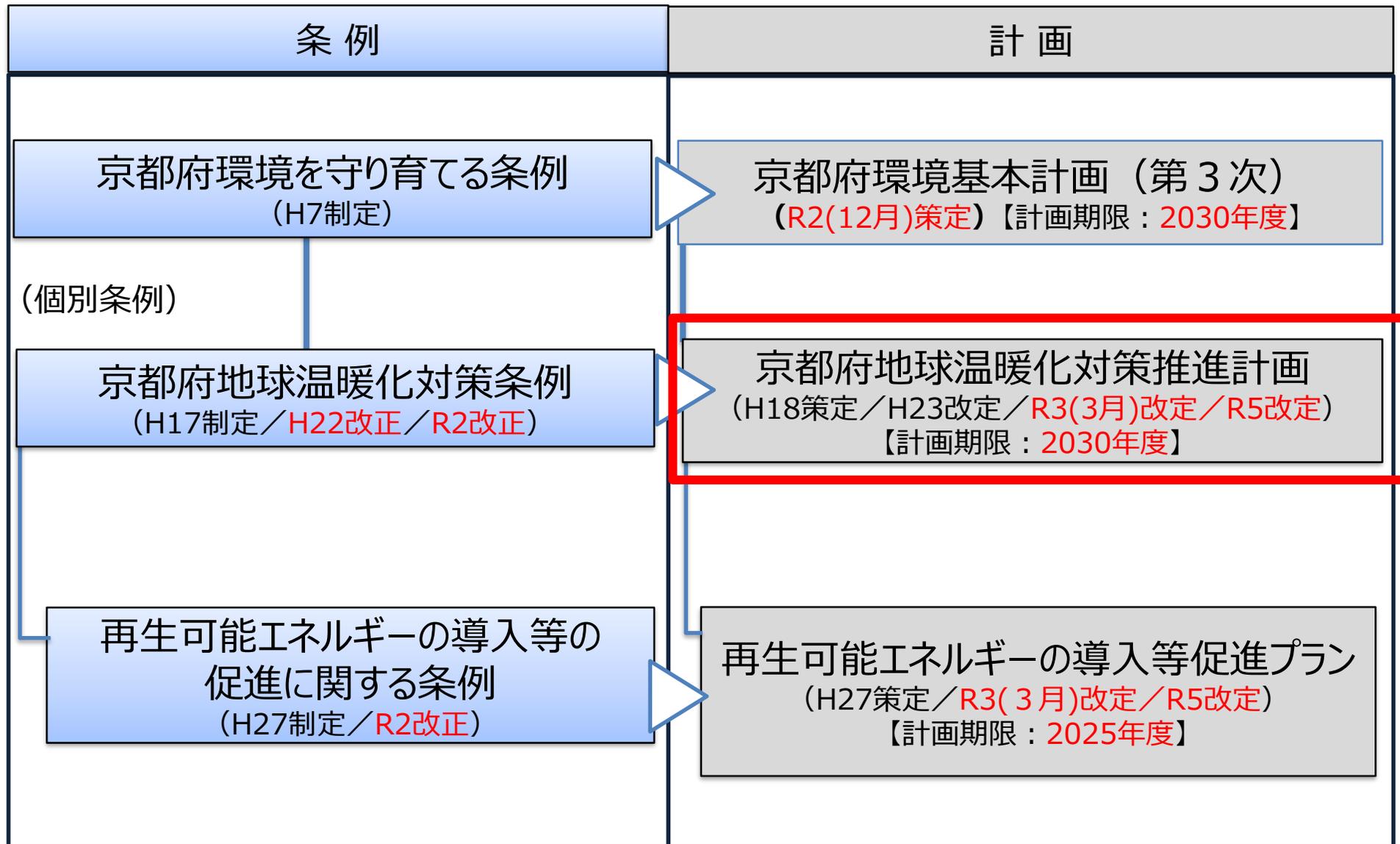
京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施します。

## **2. 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況**

---

**I. 緩和**

**II. 適応**



## 1. 点検

- 緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検を実施  
【庁内関係各課等】
- 適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況の点検を実施  
【庁内関係各課等】

## 2. 把握・評価

- 京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価  
【事務局（脱炭素社会推進課）】

## 3. 検証

- 2の結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施  
【環境審議会】

## 4. 公表

- 計画の進捗状況は環境白書等で公表  
【事務局（脱炭素社会推進課）】

● 京都府地球温暖化対策推進本部において、把握・評価し、その後京都府環境審議会で検証いただいた内容については、京都府環境白書・HPで公表。

資料3 地球温暖化対策推進計画に基づく主な施策の実施状況

(令和6年12月末現在)

対象分野	進捗確認指標	単位	現状		目標水準 (2030)
			数値	時点	
事業活動 (産業・業務)	特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合	%	57.4 <sup>※1</sup>	2022	80
	特定事業者の温室効果ガス排出量	万t-CO <sub>2</sub>	344	2022	375
自動車交通	府内エコカーの普及割合 (HV/EV/PHV/FCV)	%	24.4	2023	40
	府内電気自動車等の普及台数 (EV/PHV/FCV)	台	13,075	2023	20,000
建築物	建築物省エネ法基準 (H28) 達成建築物の割合【300㎡以上の新築住宅】	%	78.5	2023	100
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量	kW	78,922	2023	74,000
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	289,793	2023	333,000
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,771	2023	2,000
再生可能エネルギー	府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合	%	18.3	2022	36~38
	府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合	%	11.2	2022	25以上
代替フロン・廃棄物・環境物品等	第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の廃棄時のフロン類回収率 <sup>※2</sup>	%	43.5	2022	70
	廃プラスチック類(産業廃棄物)の年間排出量	t	135,490	2019	74,000
森林吸収源	ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 認証等製品年間出荷量	m <sup>3</sup>	35,574	2023	42,000

※1 第4計画期間(2020-2022)の総合評価で、S評価及び目標削減率2倍を達成したA評価の事業者数の割合

※2 フロン類回収率は環境省公表の全国値

## 1. 「事業活動(産業・業務)」の進捗状況③

20



### 府の点検結果(評価)

- ◎ 2020年度の条例改正により強化した規定の着実な施行や、中小企業向けの省エネ対策の支援強化等により、脱炭素経営に取り組んでいる企業もあるが、一部にとどまっており府内の中小企業数と比較すると取組実績は少ない。
- ◎ 府内の企業の9割以上を占める中小企業に対する一層の取組が重要であり、営業力・融資ネットワークをもつ金融機関との連携や、中小企業への伴走支援体制の整備等により、脱炭素化を通じた企業の経営強化、環境・経済の好循環の創出につなげていくことが重要。

- 計画の期間：2021年から2030年度
- 計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

## 2050年頃の京都府の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
 将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出

「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

## 2030年までの施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- 省エネ取組を加速化、再エネの最大限の導入・利用を推進
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進

## 緩和策

## 適応策

### 目標

➔ 2030年度の温室効果ガス排出量を**46%以上削減**  
 (2013年度比)することを当面の目標とする。

### 目標

➔ 長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンス向上や、イノベーション創出の仕組み構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進

加速すべき取組の方向性 ➔ 関係する分野の取組に反映

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| ■ 機器・住宅の環境性能の向上             | ■ 環境配慮型経営の促進      |
| ■ 交通・物流の脱炭素化の推進             | ■ 再エネの最大限の導入・需要創出 |
| ■ フロン対策の推進                  | ■ 資源循環の促進         |
| ■ 森林吸収源対策の推進                | ■ 新たな環境産業の育成・支援   |
| ■ 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進 |                   |

### 適応策に関する基本的事項

#### 推進方針

1. 時間的・空間的広がり考慮、幅広い主体への影響を想定、生活・事業の質を維持・向上
2. 適応策により、「京都らしさ」を持続・発信
3. これまで京都が培ってきた知恵を発信

#### 基本的視点

- ① 長期的に考える
- ② 幅広く対象を想定
- ③ 同時解決策を図る
- ④ ビジネスにつなげる
- ⑤ 京都ならではの対策

対象分野 ➔ 対象分野ごとに実施すべき取組

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ○ 事業活動（産業・業務）   | ○ 自動車交通              |
| ○ 家庭（電気機器・住宅含む） | ○ 建築物（住宅以外の建築物、緑化含む） |
| ○ 再生可能エネルギー     | ○ 代替フロン              |
| ○ 廃棄物、環境物品等     | ○ 森林吸収源              |
| ○ 横断的取組         |                      |

#### 適応策の方向性（進め方）

- 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
- 気候変動に関する情報収集
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
- 適応ビジネスの推進
- 行政自らの事業活動への適応策を推進

#### <対象分野>

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ① 農林水産業   | ② 水環境・水資源 |
| ③ 自然生態系   | ④ 自然災害    |
| ⑤ 健康      | ⑥ 産業・経済活動 |
| ⑦ 府民生活 など |           |

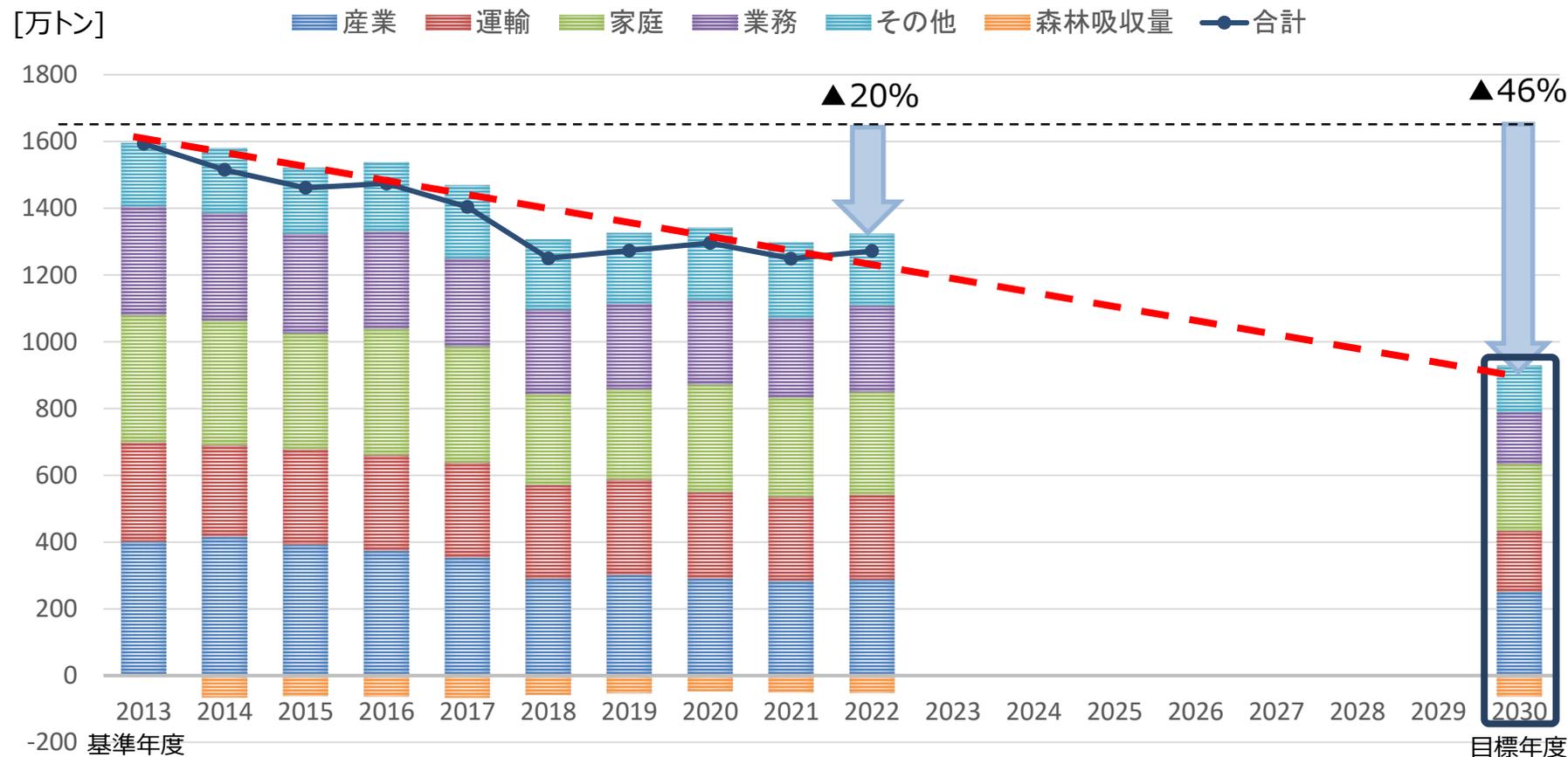
+ 適応策を推進体制の充実・強化・・・「地域気候変動適応センター」機能を確保

### 計画の進行管理

- 庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- 京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- 計画策定後、概ね5年後に見直し

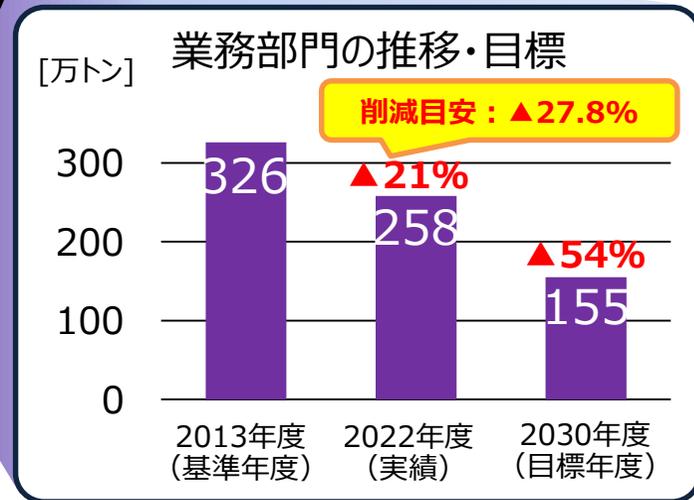
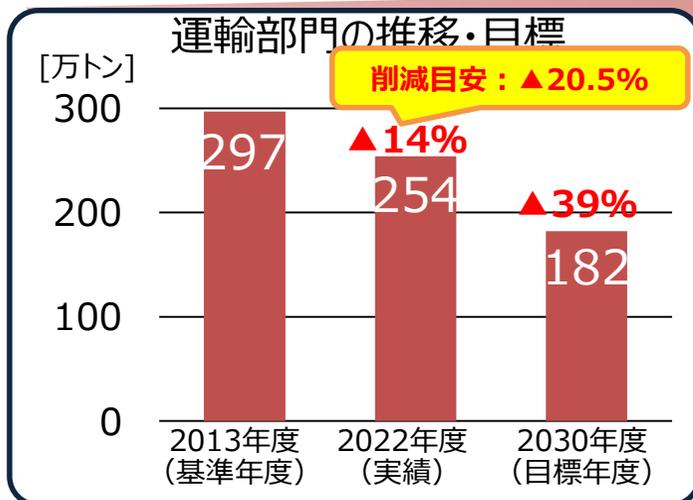
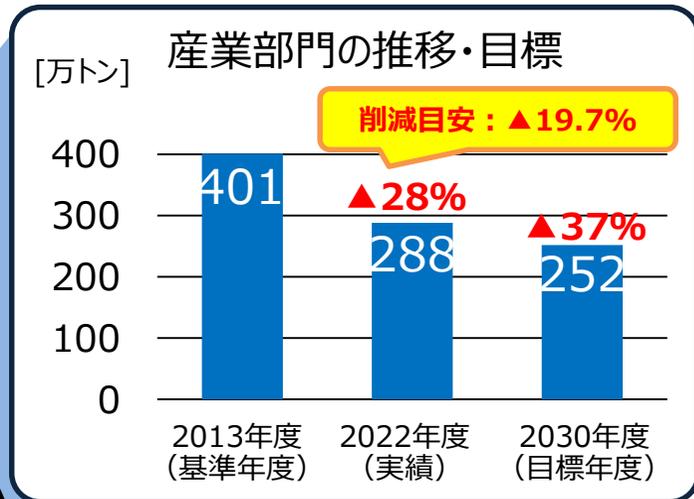
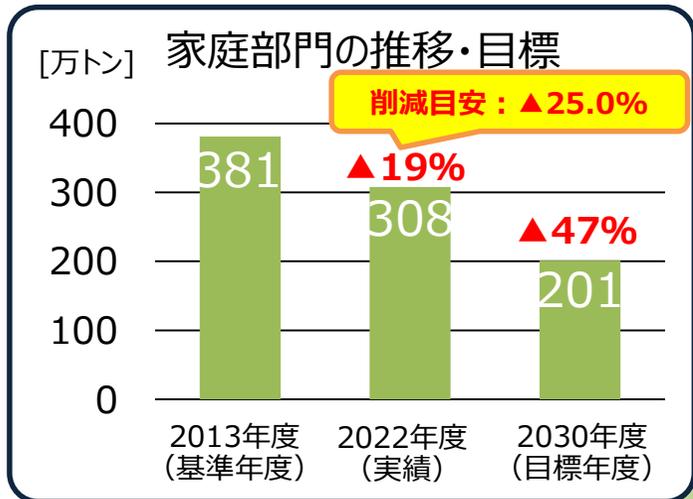
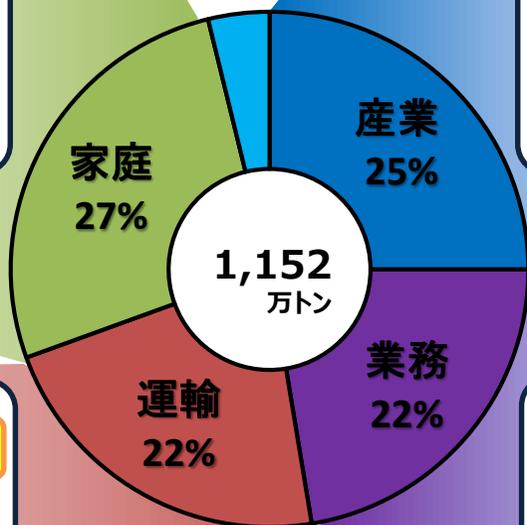
# 地球温暖化対策推進計画の進捗状況

- 京都府の温室効果ガス削減目標 2030年度に2013年度比で**46%以上削減**
- 府内における**2022年度温室効果ガスの排出量**は1,272万トン  
(2013年度比 **▲20.2%**、前年度比+1.8%)
- コロナ禍からの経済回復により、運輸部門や業務部門のエネルギー消費量は前年度より増加
- エネルギー消費量全体としては前年度比で1.4%減少したが、電気のCO2排出係数の増加の影響もあり、温室効果ガス排出量は前年度より増加



# 部門別の温室効果ガス排出量

## 2022年度の府内排出実績 ※エネルギー起源のみ



※削減目安とは、2013年度から2030年度の目標年度に向け、毎年均等に削減すると想定した場合の当該年度における割合

## 2. 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

---

I. 緩和

II. 適応

# 推進計画（緩和策）の対象分野の進捗（サマリー①）

- 全9分野の94の取組項目のうち「全て実施」は82%（77項目）であり、概ね順調な結果と評価（「全て実施」及び「一部未実施（16項目）」を合わせると99%（93項目））

分野	取組項目数	達成項目数 (達成率)	目標水準			
			指標	策定時点	直近実績	2030年度目標
事業活動	14	11 (79%)	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	45.6 (2019)	▶ 57.4 (2022)	80
			特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	440 (2018)	▶ 348 (2023)	375
自動車交通	13	9 (69%)	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	18.1 (2018)	▶ 26.9 (2023)	40
			府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	6,263 (2019)	▶ 15,199 (2024)	20,000
建築物	10	9 (90%)	建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合【300㎡以上新築住宅】 【%】	69 (2019)	▶ 80.2 (2024)	100
			特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	10,856 (2018)	▶ 85,200 (2024)	47,000
家庭	13	12 (92%)	家庭の「見える化」取組世帯総数【世帯】	245,075 (2019)	▶ 317,853 (2024)	333,000
			地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数【件】	2,071 (2019)	▶ 1,552 (2024)	2,000
再エネ	11	11 (100%)	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	19.7 (2019)	▶ 20.7 (2023)	35
			府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	9.4 (2019)	▶ 11.3 (2023)	25

# 推進計画（緩和策）の対象分野の進捗（サマリー②）

分野	取組項目数	達成項目数 (達成率)	目標水準			
			指標	策定時点	直近実績	2030目標
代替フロン	4	3 (75%)	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	38.8 (2018)	▶ 43.5 (2022)	70
廃棄物等	10	8 (80%)	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	123,060 (2015)	▶ 135,490 (2019)	74,000
森林吸収源	5	5 (100%)	ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 認証等製品年間出荷量【m <sup>3</sup> 】	32,280 (2017)	▶ 21,706 (2024)	42,000
横断的取組	14	14 (100%)				

→ 詳細は参考資料参照

# (参考) 京都府地球温暖化対策推進計画 (緩和策) の指標 14

分野	指標	策定時点	直近実績	2030年度目標	目標値の考え方
事業活動	特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合【%】	45.6 (2019)	<b>57.4</b> (2022)	80	2018年度の特定事業者数に各部門の目標達成率を乗じて、 <b>期待される目標達成事業者数を算出</b> し、加重平均をとって、全体の目標達成率を算出。
	特定事業者の温室効果ガス排出量【万t-CO2】	440 (2018)	<b>348</b> (2023)	375	各部門の目標削減率を毎年達成すると仮定した場合の2030年度の特定事業者の温室効果ガス排出量を算出。
自動車交通	府内エコカー（HV/EV/PHV/FCV）の普及割合【%】	18.1 (2018)	<b>26.9</b> (2023)	40	<b>過去10年間のエコカー普及割合の伸び率と同程度の伸び率</b> で今後の10年間もエコカーが普及すると仮定して、設定。
	府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV）【台】	6,263 (2019)	<b>15,199</b> (2024)	20,000	<b>前年販売実績の1割増で増加</b> すると仮定して、設定。
建築物	建築物省エネ法基準（2016年度）達成割合【300㎡以上新築住宅】【%】	69 (2019)	<b>80.2</b> (2024)	100	<b>建築物省エネ法で定める目標基準</b> であり、100%達成されるべきであるため、前計画と同様に100%と設定。
	特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量【kW】	10,856 (2018)	<b>85,200</b> (2024)	47,000	<b>再エネ条例改正による施策効果</b> を推計して設定。
家庭	家庭の「見える化」取組世帯総数【世帯】	245,075 (2019)	<b>317,853</b> (2024)	333,000	<b>毎年、直近の2019年度実績と同じ規模</b> （約8,000世帯）で継続的に行われると仮定して、設定。
	地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数【件】	2,071 (2019)	<b>1,552</b> (2024)	2,000	<b>前計画と同等の規模</b> を引き続き実施していくこととして設定。
再エネ	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合【%】	19.7 (2019)	<b>20.7</b> (2023)	36~38	国の <b>第6次エネルギー基本計画に定める目標数値を適用</b> 。
	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合【%】	9.4 (2019)	<b>11.3</b> (2023)	25以上	府のポテンシャルをふまえ、太陽光等を中心とした <b>電源ごとの導入目標の積み上げ</b> により設定。
代替フロン	第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率【%】	38.8 (2018)	<b>43.5</b> (2022)	70	府独自の推計を行うことが不可能であることから、フロン類回収率は <b>環境省公表の全国値を適用</b> することとし、国の2030年度目標を適用。
廃棄物等	廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量【トン】	123,060 (2015)	<b>135,490</b> (2019)	74,000	<b>京都府プラスチックごみ削減実行計画</b> において、2030年度に廃プラを4割削減することを掲げており、その目標を適用。
森林吸収源	ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 認証等製品年間出荷量【m <sup>3</sup> 】	32,280 (2017)	<b>21,706</b> (2024)	42,000	府内産木材証明書発行実績における <b>木材利用量の伸び率と同程度の伸び率で増加</b> すると仮定して、設定。

- 京都府地球温暖化対策推進計画に記載されている取組について、庁内の取組内容を点検し、進捗状況を把握・評価
- 当該点検結果（評価）に対して皆様から御意見をいただきたい

＜例＞ 府の点検結果 ※参考資料2から取組分野ごとに抜粋

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素経営の促進		⑥ <u>シェアリングエコノミー等環境に配慮したビジネス形態を促進するとともに、</u> ⑦ <u>エシカル消費の理念の普及、環境配慮商品の優先購入を促進します。</u> ⑧ さらに、 <u>環境配慮企業からの物品等優先調達による企業等の環境保全活動を促進します。</u>		⑥ - (未実施) ⑦ 啓発イベント「賢い消費者」を目指そう！」など、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育を展開。令和6年度も啓発イベント「消費者力UP～上手に選んで、自分を守ろう～」など、上記取組を継続 ⑧ 府自らも「京都府庁グリーン調達方針」による環境配慮企業からの物品等優先調達を継続

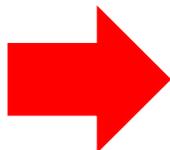
※抜粋のため、項目番号の一部のみ掲載



- 京都府地球温暖化対策推進計画に記載されている取組について、実施状況の評価に応じて、現在京都府環境審議会にて審議中の本計画の見直しにも反映  
⇒詳細は後述（京都府地球温暖化対策推進計画見直し（概要案）を参照）

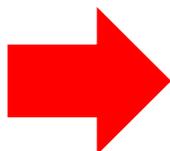
## 実施状況の評価

全て実施



- 引き続き実施 or 更なる取組拡大・強化 等

一部未実施



- 効果的な取組に見直し 等

全て未実施



---

## 1. 事業活動（産業・業務）

---

事業活動から排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、企業における一層の省エネ対策と再生可能エネルギーの最大限の導入・利用拡大に向けた取組を推進します。

また、製品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までのサプライチェーン全体での温室効果ガス削減に向けて、大企業や中小企業のそれぞれの立場から求められる取組を推進します。

さらに、国内外における ESG 投資の潮流の中で、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT、RE100）等、環境に対する取組が自らの企業価値の向上につながる脱炭素経営の取組を支援します。

# 1. 「事業活動（産業・業務）」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
事業活動における脱炭素化の推進	大規模事業者	<p>大規模事業者における一層の省エネ対策の推進と再生可能エネルギーの導入・利用拡大の同時解決を図るため、</p> <p>① 対策条例に基づく排出量削減計画書制度の目標削減率を強化するとともに、</p> <p>② 再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を目標達成に向けた取組として評価する制度を構築します。</p>	○	①②排出量削減計画書制度の目標削減率の強化及び再生エネ導入・利用を評価する仕組み（実排出係数の採用等）について、2023年度に指針改正を行い、第5計画期間（2023～2025年度）から施行
	中小規模事業者	<p>⑤ 中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援や、</p> <p>⑥ 京都独自クレジット（京-VERクレジット）の創出につながる省エネ設備等への更新を支援するとともに、</p> <p>⑦ 中小企業に対する環境経営の普及に向けてEMS診断を支援します。</p>	○	⑤⑦中小企業の排出量の把握、削減計画の策定、削減に向けた取組の実践を促すEMS診断事業を実施 ⑥中小企業に対して、省エネ設備更新補助事業、再生エネ・蓄電・EMS導入補助事業を実施
	サプライチェーンでの排出量削減	<p>⑪ サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価するとともに、</p> <p>⑫ SCOPE 3までのサプライチェーン排出量の算定を行おうとする企業の取組を支援します。</p>	○	⑪サプライチェーンでの温室効果ガス排出削減に取り組む企業グループに対して、省エネ診断の実施に加え、精緻な排出量の算定を支援（成果を公表し、波及を図る） ⑫サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、SBT等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援

# 1. 「事業活動（産業・業務）」の進捗状況②

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素経営の促進		③ <u>地域金融機関と連携した地域脱炭素化コンソーシアムを設置し、京都府独自のサステナブルファイナンスのフレームワークの構築等を通じて、中小企業の脱炭素化を促進します。</u> [令和5年3月追加]	○	③地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローンの仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を策定
行政の率先行動の実施		① <u>京都府自らが、公共施設等への省エネ設備等を率先して導入するとともに、</u> ② <u>府庁舎やイベント等において、環境に配慮した電力を調達します。</u>	△	①2021年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）」に基づき、LED化を実施。その他にも、ZEB化、太陽光導入、EV導入を推進中 ②「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」を策定し、庁舎等で使用する電力について、環境に配慮した電力の調達を実施 ②本庁舎で非化石電力証書を活用した再エネ100%を実現（2021年度）

# 1. 「事業活動（産業・業務）」の進捗状況③

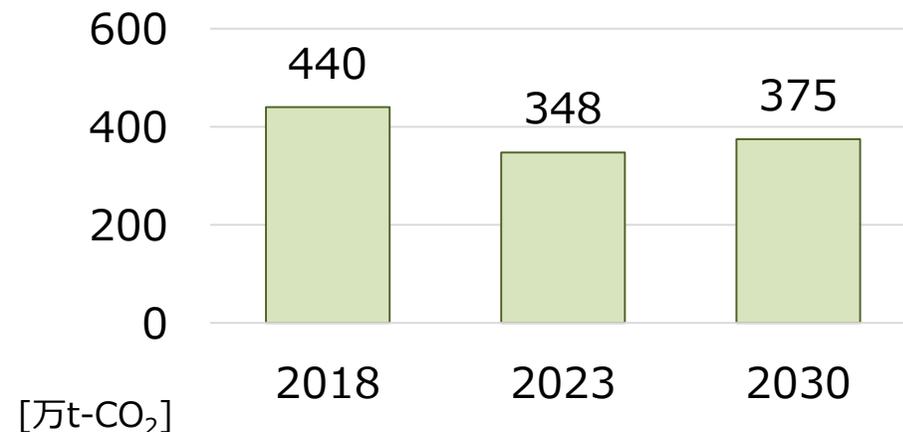
## 指標①

特定事業者の目標削減率を達成する事業者の割合



## 指標②

特定事業者の温室効果ガス排出量



## 府の点検結果（評価）

- 2020年度の条例改正により強化した規定の着実な施行や、中小企業向けの省エネ対策の支援強化等により、脱炭素経営に取り組んでいる企業もあるが、一部にとどまっており府内の中小企業数と比較すると取組実績は少ない。
- 府内の企業の9割以上を占める中小企業に対する一層の取組が重要であり、営業力・融資ネットワークをもつ金融機関との連携や、中小企業への伴走支援体制の整備等により、脱炭素化を通じた企業の経営強化、環境・経済の好循環の創出につなげていくことが重要。

---

## 2. 自動車交通

---

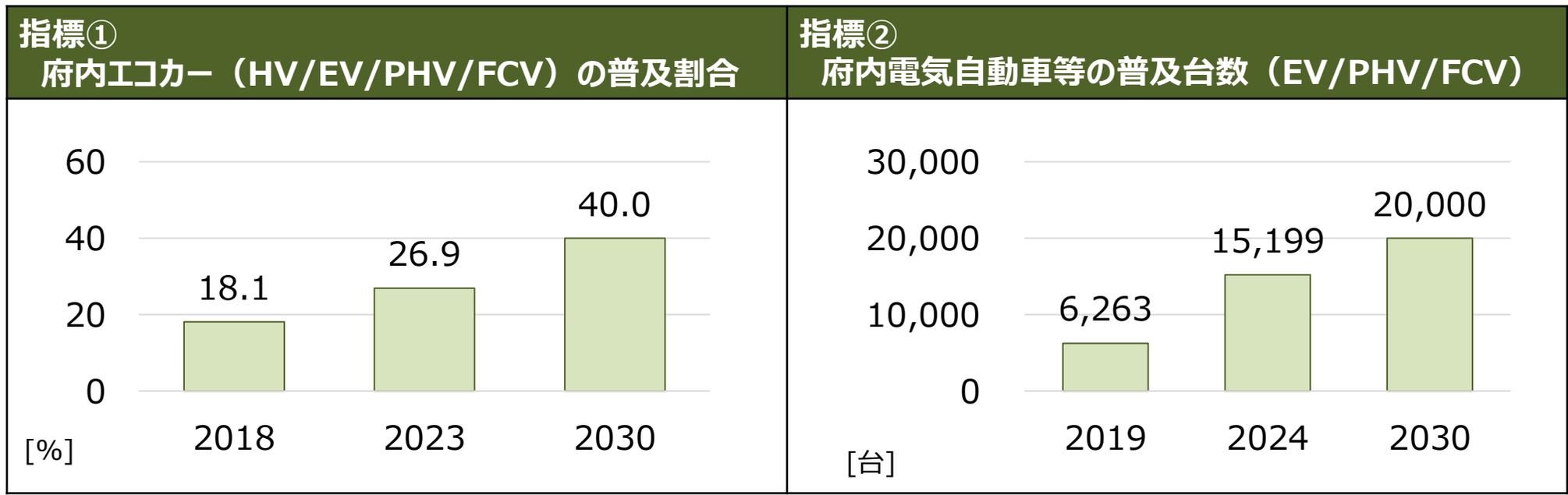
EV等の本格普及に向けて、京都府内における充電インフラ網の充実に向けた取組を推進します。また、AI・IoT等の新技術やシェアリングエコノミーの進展等の環境変化を踏まえ、京都府内においてEV等を活用したCASEやMaaS等の取組事例の創出を推進します。

併せて、交通・物流の脱炭素化を推進するために、エコカーの導入促進やエコドライブの推進に引き続き取り組むとともに、宅配便の再配達削減に取り組み、物流の効率化を推進します。

## 2. 「自動車交通」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
EV等の導入促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>E V等の蓄電電源を活用し、災害時等における非常用電源としての有用性について広報するとともに、</u></li> <li>② <u>災害時 E V等貸与協定事業者の拡大により、EV活用を推進します。</u></li> <li>③ <u>また、V2H（Vehicle to Home）システムや太陽光発電とEVを組み合わせた自宅でのエネルギーマネジメントシステムの導入等を推進します。</u></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②電気自動車の普及促進に向け、府内 9 基の急速充電器を運営するとともに、府や市町村の防災訓練等において、自動車販売会社等との協定に基づき、イベント等で給電車両を派遣し、E V等について広報を実施</li> <li>③V2Hに対する導入支援（低利融資制度）を継続実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ <u>E V等を活用したコネクテッドカー関連ビジネスの創出や</u></li> <li>⑧ <u>物流車両、農業車両など多様な電動車両の開発・普及を推進します。</u></li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ -</li> <li>⑧「京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議」を開催し、燃料電池車両の普及に向け、府内にメーカーが立地するフォークリフトを対象に燃料電池車両の実証事業を実施</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ <u>デジタル技術を活用した社用車運用の脱炭素化（台数最適化含む）手法の京都府による率先実践や普及推進など、デジタルトランスフォーメーションによる脱炭素化を推進します。[令和 5 年 3 月追加]</u></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪令和 4 年度に本庁舎をモデルケースに、台数最適化調査及び2030年度までの E V 更新計画を作成</li> </ul>
交通・物流の脱炭素化の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>自動車購入予定者に対して、販売員が自動車の環境性能情報を適切に説明し、温室効果ガスの排出の少ない自動車の選択を誘導する仕組み（エコカーマイスター制度）を活用して、引き続きエコカーの導入を促進します。</u></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策条例に基づき、継続的にエコカーマイスター制度による自動車販売員への講習会等を開催</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ <u>地産地消を促進することにより、運輸に係る温室効果ガスの排出削減に向けた取組（京都府産木材認証（京都府産木材証明書及びウッドマイルーじCO2計算書）等）を推進します。</u></li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地（京都府産）を証明する「京都府産木材証明（京都の木証明）」を創設</li> <li>⑥「木材需要の喚起・消費拡大」等をテーマに木育イベントや森林整備を実施</li> </ul>



**府の点検結果（評価）**

◎ EV等の普及に向け、EV等の備蓄電源を活用した災害時EVなど、貸与協定の締結によりEV活用の推進が図られている。より一層の普及に向けては、充電設備の整備等充電インフラの更なる充実や、非常用電源としての有用性についての広報に加え、自動運転やMaas分野におけるEV等の実用化・活用事例の創出が必要。

---

## 3. 建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

---

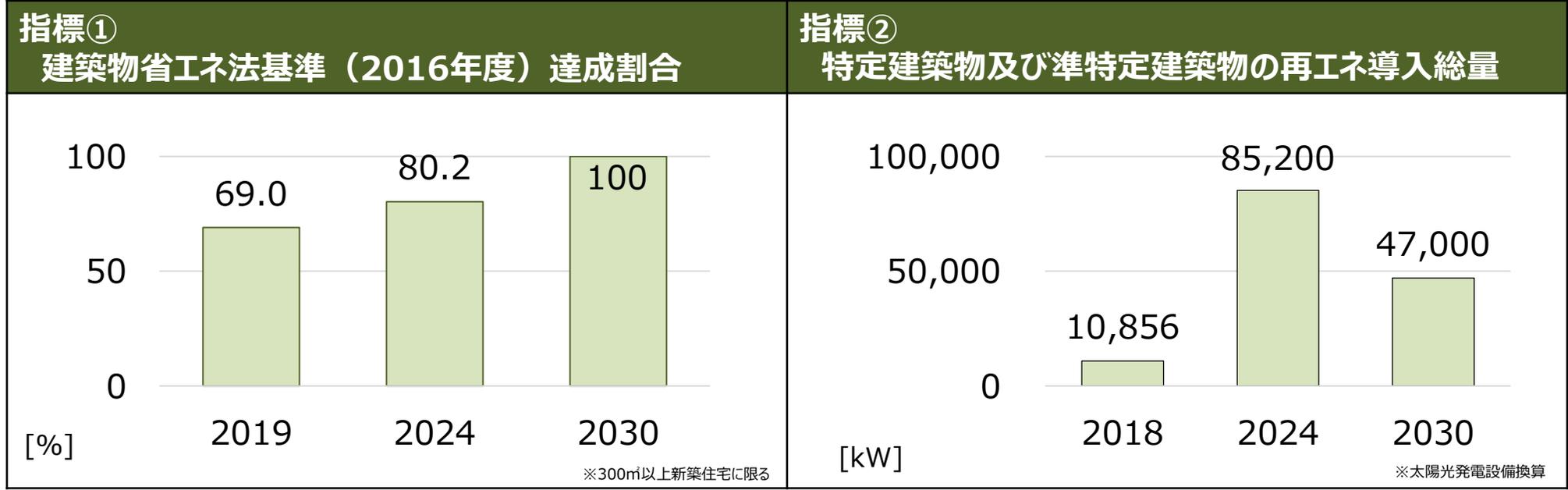
快適な室内環境を実現しながら、省エネ技術によって使うエネルギーを減らし、再生可能エネルギー等の創エネ技術によって使う分のエネルギーをつくることにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す、脱炭素型の建築物の普及を推進します。

特に、一定の規模を超える建築物においては、一層の再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を強化するとともに、省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けて建築主、設計者等のコミュニケーションの強化に向けた取組を推進します。

# 3. 「建築物」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
建築物の環境性能の向上		① <u>特定建築物（床面積2,000㎡以上）に対しては、引き続き、対策条例に基づく排出量削減計画書制度及び再エネ条例に基づく再生可能エネルギー導入計画書制度により、建築物からの温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの導入に向けた取組を促進します。</u>	○	①改正再エネ条例による、2022年4月からの導入義務の強化に伴い、複数回のオンライン説明会の開催や動画作成等を行い、広く制度周知を実施 ①更に、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を実施（再掲）
		⑨ <u>建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実等により、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及を促進します。</u>	○	⑨住まいにおける高断熱・高气密化等を推進するため、住まいの「断・密力強化」に向けたセミナー、動画配信、冊子による普及啓発を実施 ⑨省エネ住宅を実際に体験できる「断熱・気密・省エネ住宅体験会」を実施 ⑨断熱・気密性能の高い省エネ住宅（ZEH）を新築又は購入する府民に対する補助を実施
		⑩ <u>ヒートアイランド現象の緩和や建築物の空調負荷の低減に資する屋上緑化や敷地内の緑化を推進します。</u>	○	⑩温暖化対策条例に基づき、特定緑化地域における一定規模以上の建築物等への緑化義務を継続
		⑪ <u>太陽光等再エネ設備の多様な導入形態（初期投資ゼロモデル等）の普及を促進します。</u>	○	⑪太陽光発電のさらなる導入促進を図るため、初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「0円ソーラー」の普及に向けたプラットフォームと補助制度を継続実施
		⑬ <u>エネルギー価格高騰等の経営環境の変化を踏まえ、中小企業等に対し、長期的な経営改善に繋がる建築物の脱炭素化について、専門家派遣を含めた総合的な支援を実施します。[令和5年3月追加]</u>	○	⑬中小企業や市町村が活用できるZEBアドバイザー事業を実施



**府の点検結果（評価）**

◎再エネ導入義務の拡大・強化（令和4年度施行）や、新築住宅の省エネ基準適合割合の向上等により、建築物の脱炭素化は一定進展しているが、建築物における再エネ設備の普及にあたっては新築だけでなく、既存住宅を含めた一層の再エネ導入・省エネ改修の推進に加え、ZEB、ZEH（ZEH-M含む）の導入促進の取組も必要

---

## 4. 家庭（電気機器、住宅を含む。）

---

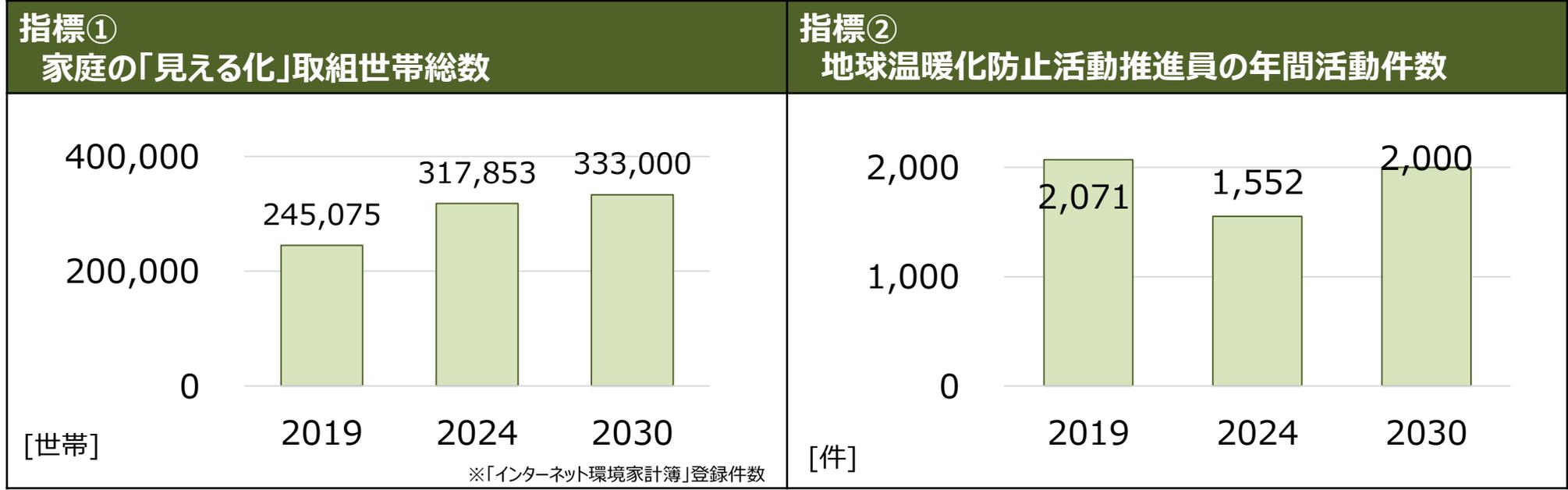
家庭部門における温室効果ガスの削減を着実に進めるためには、ライフスタイルそのものを省エネ・省CO2型に転換していく必要があり、身の回りにある家電製品や生活の拠点となる住宅のエネルギー効率を高めるとともに、使用するエネルギーを再生可能エネルギー由来のものへと代えていく施策を推進していきます。

また、このようなライフスタイルの転換は、暮らしの質の向上にもつながるものであるため、このような視点からの普及啓発も進めていきます。

# 4. 「家庭」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
脱炭素なライフスタイルへの転換	温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルへの転換	家庭においてエネルギー消費量の多い照明や家電製品からの温室効果ガスを削減するため、 ① <u>省エネ効果の高い家電への買替えを推進</u> します。 ② <u>また、購買者への省エネ性能説明等、販売者側とも連携した取組を実施</u> していきます。	○	①家電量販店等と連携して省エネ効果の高い機器への買替え等に対する支援を実施 ②地球温暖化対策条例に基づき、継続的に省エネマイスター制度による家電販売事業者への講習会を開催
	普及啓発	一人ひとりが家庭における環境にやさしいライフスタイルを自主的に取り組み、持続できるよう、 ⑤ <u>京都府地球温暖化防止活動推進センター及び京都府地球温暖化防止活動推進員を通じた啓発活動を強化</u> するとともに、 ⑥ <u>暮らしの質の向上につながるという視点からの啓発も進め</u> ます。	○	⑤⑥京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ家電購入につながる「エアコン」「冷蔵庫」の省エネに効果的な使い方やメリットを伝えるパンフレットを作成し、府民、関連団体、家電店、行政等で活用。 ⑤⑥省エネ家電購入支援の認知度確認や向上につながる項目が入ったアンケートを実施し、家庭での高効率機器への買替えを促進
	エネルギー効率の高い低炭素住宅の普及啓発（住宅の環境性能の向上）	家庭における再生可能エネルギー設備や蓄電池（電気自動車等の蓄電機能の活用を含む）等を備えたスマートハウスを普及させるために、 ⑦ <u>府民が身近で気軽に相談できる体制を構築</u> するとともに、 ⑧ <u>市町村と連携した普及・啓発を実施</u> します。  ⑫ <u>各家庭等が再エネ電気を調達しやすい仕組み（再エネ電力共同購入等）を提供</u> します。	○	⑦再エネコンシェルジュ認定制度により、各地域に府民の相談員を配置し、再エネ導入等を促進 ⑧市町村に対しては、京都府地球温暖化防止活動推進センターを通じて啓発資材の提供や啓発イベントへの講師派遣を実施 ⑧家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施
			○	⑫府民の再エネ電力への切替えを支援するため、再エネ電力グループ購入事業（E E 電）を実施（2020～2021年度） ⑫住宅用太陽光発電設備等の購入希望者を取りまとめ、スケールメリットを活かして太陽光発電設備や蓄電池を安価で設置できる機会を提供する「太陽光発電設備等共同購入事業（みんなのおうちに太陽光）」を実施



**府の点検結果（評価）**

◎ 新築住宅の断熱性能の向上や太陽光発電設備の導入割合の増加等により、家庭分野の排出量は減少を続けているが（2013年度比▲19%）、目標達成（▲47%）に向けては、更なる府民の行動変容を促す働きかけの強化が必要

---

## 5. 再生可能エネルギー（エネルギー転換）

---

京都府では、再エネプランに基づき、創った再生可能エネルギーを貯めて、自ら又は地域で、賢く使う「自立型再生可能エネルギー」の導入促進等に取り組んできました。今後は第2期再エネプランに基づき、引き続き自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進するとともに、高い導入ポテンシャルにもかかわらず導入の進んでいない風力発電やその他地域資源を活用した小水力、バイオマス発電の導入を促進することで府内総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギーの割合を高め、京都府内に供給される電力の低炭素化を推進します。

特に、導入適地が限られてくる中、太陽光発電の普及が進んでいない住宅の屋根及び工場・倉庫等の建築物の屋根並びに未利用地への導入に向けては、重点的に対策を推進します。

# 5. 「再生可能エネルギー」の進捗状況①

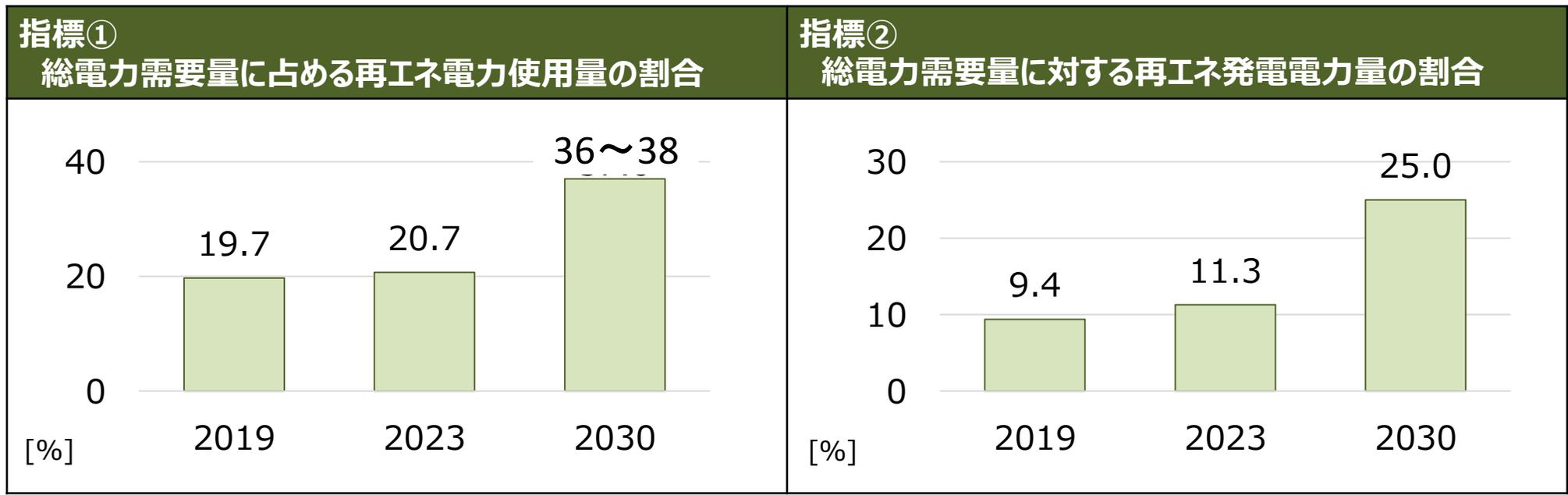
各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
再生可能エネルギーの最大限の導入促進		<p>太陽光発電設備や太陽熱利用システムについて、</p> <p>① <u>新築時に省エネ施策と併せた導入を促すとともに、</u></p> <p>② <u>既築建築物においても、初期投資ゼロモデル等の多様化する導入形態を踏まえた支援策や、増築・改修時等の太陽光発電設備の導入を促進する施策を実施します。</u></p> <p>⑥ <u>未利用地の活用に向け、駐車場等への太陽光発電の導入を支援するとともに、</u></p> <p>⑦ <u>導入ポテンシャルの高い住宅への太陽光発電設備の設置や ZEH の建築に取り組む地域の工務店等を支援します。[令和 5 年 3 月追加]</u></p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>②③「家庭向け自立型再エネ設備設置助成事業」や「事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業」等の補助事業や、「スマート・エコハウス促進事業」や「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の低利融資制度などにより家庭や事業所における太陽光発電設備の導入を支援</p> <p>②③改正再エネ条例により、特定建築物への導入義務量を強化するとともに、導入対象を300m<sup>2</sup>以上まで拡大</p> <p>②③初期費用ゼロで太陽光発電設備が導入できる「0円ソーラー」に対する補助制度や、条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助を継続実施</p> <p>⑥ソーラーカーポートや農地、ため池の導入に対する助成を実施</p> <p>⑦再エネコンシェルジュ向けに家庭でのZEHに関するセミナーを開催</p> <p>⑦家庭向けの太陽光発電設備・蓄電池の同時導入に対する補助事業を市町村と協調で実施するとともに、ZEH住宅の建築と購入を支援する事業において、再エネコンシェルジュが関わった住宅への補助の増額を実施</p>

# 5. 「再生可能エネルギー」の進捗状況②

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
再生可能エネルギーの需要創出		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 府民・府内企業向けの再エネ（100%）メニュー等の選択肢の情報提供等、再生可能エネルギーの調達を望む府民・府内企業が調達しやすい仕組みづくりを行うとともに、</li> <li>③ 京都府も率先的に再エネ利用を実践することとします。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 再エネ条例に基づき、小売電気事業者の再エネ（100%）メニューの有無等を明示・公表</li> <li>③ 京都府本庁舎においてFIT 非化石証書の調達により、再エネ100%を実現（2021年度分）するとともに、「京都府電力の調達に係る環境配慮方針」に従った電力調達を実施</li> </ul>
地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 再エネ設備の設置者による災害時の再エネの地域利用に資する取組を促します。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 「事業者向け自立型再エネ・EMS設置事業」において、認定要件に災害時の地域活用要件を追加</li> <li>② 「京都府太陽光発電等導入促進事業補助金」において、災害時に地域に電力を提供する場合に補助上限引き上げを実施</li> </ul>



### 府の点検結果（評価）

- 再エネ需要（使う側）については、小売電気事業者の再エネ供給比率の影響もあり、2019年度比で微増にとどまっている。再エネ発電量（創る側）については、家庭や事業者等による太陽光発電設備の導入により、一定増加している。
- 目標達成に向けては、省エネの徹底とともに、条例に基づく再エネ導入義務制度や再エネ導入に対する支援制度による企業等の更なる再エネ利用の促進、これまで導入が進んでいない場所（建築物や農地等）への地域振興に資する再エネ導入の推進が必要

---

## 6. 代替フロン

---

近年、排出量が増大している代替フロン（HFCs）は、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすことから、代替フロンを冷媒として使用する機器の使用時における漏えい防止や、機器廃棄時における冷媒回収の徹底等の取組を推進します。また、代替フロン使用機器の管理者等への指導・研修等を実施するとともに、ノンフロン機器等の導入を促進します。

# 6. 「代替フロン」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
フロン対策の推進		<p>① <u>フロン法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類充填回収業者、解体工事業者及びリサイクル業者に対して、フロン類（代替フロン（HFCs）及び特定フロン（CFCs、HCFCs）の総称）の漏えい防止や機器廃棄時の適切な回収・処理に関する指導を行い、フロン類の管理の適正化を促進します。</u></p>	○	<p>①業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者に対して保健所等が随時立入検査を実施し、機器使用時の適正管理及び機器廃棄時の適正な回収・処理について指導を実施 ④建物解体工事の現場に対して、建設交通部、労働基準監督署と関係法令に係る合同パトロールを行う中で、フロン類の管理の適正化の観点から廃棄される機器からフロン類が適正に回収されているか確認するとともに、必要に応じて元請業者等に対して適正処分の指導を実施</p>
	<p>② <u>代替フロンをはじめフロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施や、</u> ③ <u>フロン類を使用しないノンフロン機器や地球温暖化係数の低い冷媒を使用した機器（以下「低GWP機器」という。）の導入を促進します。</u></p>	○	<p>②フロン適正管理専門家派遣事業を通じて、管理者に対してフロン類使用機器の管理方法及び低GWP機器の導入について指導・助言を実施 ③業務用冷凍空調機器等の管理者に対して、フロン類の適正管理についての研修会を実施</p>	
	<p>④ <u>業務用冷凍空調機器に加えて、家庭用エアコン、自動車用エアコン等の所有者に対しても、代替フロンの適正な取扱いに関する取組を求めるとともに、</u> ⑤ <u>対策条例で規定する特定事業者に対して、代替フロン使用機器の管理状況等について報告を求める制度を創設し、事業規模の大きな事業所における一層のフロン類の排出抑制に向けた取組を推進します。</u></p>	△	<p>④ - （未実施） ⑤地球温暖化対策条例に基づく特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度を導入</p>	

## 指標①

第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率



## 府の点検結果（評価）

- 代替フロンの適正処理に向けた立入検査・指導・助言等の継続や建築物解体現場における機器廃棄時のフロン類の回収に加え、条例に基づき報告されている特定事業者の代替フロン使用状況等の報告・公表制度の運用等、目標達成に向けた対策を総合的に推進する必要がある。

---

## 7. 廃棄物、環境物品等

---

私たちの手元に届く製品は、製造、配送、販売等の過程でエネルギーを消費しています。また、不要になった製品は廃棄されますが、廃棄の過程においても同様にエネルギーを消費します。特に、化石燃料由来のプラスチック等を原料とする製品は、焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出します。

このため、環境負荷のより少ない商品・サービスを選択し、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制（reduce）、再使用（reuse）の2Rの取組を推進し、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を推進します。

また、市町村や市民団体と連携し、消費者が環境物品を優先的に選択する「賢い選択」や、人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」を啓発します。

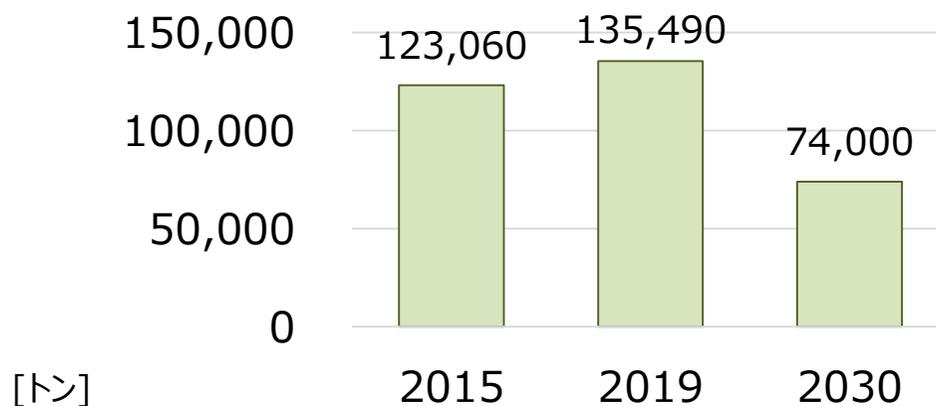
# 7. 「廃棄物・環境物品等」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
産業廃棄物の2Rの牽引（資源循環の促進）		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携により設立した、<u>産業廃棄物の3Rの推進に向けたワンストップサービスの拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」</u>において、最新の産業廃棄物処理情報の集約化機能を強化するとともに、</li> <li>③ これまで育んできた関係者間の連携を基盤に、<u>産業廃棄物対策のプラットフォームを構築</u>するなどの新しい施策の展開を図ります。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>②「京都府産業廃棄物3R支援センター」において、排出事業者へのゼロエミッションアドバイザーの派遣、府内処理業者のリサイクル情報等の集約・発信、排出事業者向けの3R情報冊子等の作成・配布等の取組を実施</li> <li>③将来的に大量廃棄が見込まれる太陽光パネルについて、関係団体・企業等と京都PVパネル循環プラットフォームを構築し、リユース・リサイクルの推進方策を検討</li> <li>③京都工業会、京都市及び京都府産業廃棄物3R支援センターと動静脈連携等に向けた意見交換を実施</li> </ul>
プラスチックごみの削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>② 代替プラスチック製品の開発・販売促進、リサイクル技術やリサイクルが容易な製品の開発等に取り組む事業者を支援するとともに、</li> <li>③ <u>大規模排出事業所に対する廃プラスチック類の削減に向けた取組を推進</u>するなどして、プラスチックの2Rを進めます。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>②バイオプラスチック製品やプラスチック再生利用の技術開発に対して補助を実施</li> <li>③令和3年度から、京都府地球温暖化対策指針に基づく「<u>廃プラスチック類排出状況等報告制度</u>」を導入</li> </ul>
消費者の賢い選択への意識啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ <u>食品ロス削減に資する新たな取組を行う民間企業や食品関連事業者と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を、地域内で有効活用し、消費するモデル地域を構築し、府内に展開</u>します。[令和5年3月追加]</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤食品小売店等で生じた未利用食品の有効活用を促進するため、フードシェアリングサービスの活用拡大に向け「<u>フードシェアリング事業者登録制度</u>」を創設し、事業者との連携を強化</li> <li>⑤障害福祉事業所と連携した災害備蓄食品の有効活用に係るアップサイクル事業の実施</li> </ul>

## 指標①

### 廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量



## 府の点検結果（評価）

- 廃棄物の排出量や最終処分量は減少傾向にあるものの道半ばであり、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会実現のため、「京都府循環型社会形成計画」を改定（2021年度）。本計画目標の実現に向け、各取組における多様な主体との連携の広がり・強化が求められる。

---

## 8. 森林吸収源

---

森林はその成長の中で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど二酸化炭素の吸収、貯蔵庫として重要な役割を果たします。

森林吸収源を確保するために、計画的な間伐の実施により健全な森林整備と育成を推進します。

また、森林資源の利活用を進めるために、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進します。

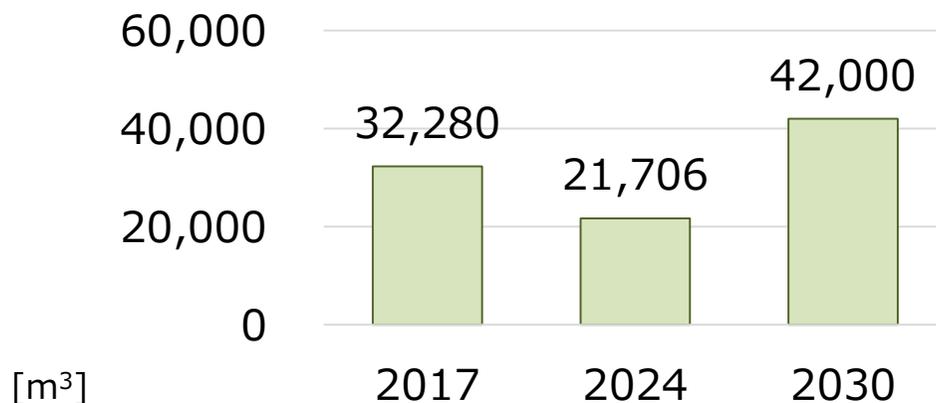
# 8. 「森林吸収源」の進捗状況①

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
森林吸収源の確保と森林資源の利活用の推進		④ <u>カーボンオフセットのクレジット認証等の環境貢献度を組み込んだ森林保全手法について、航空測量・AI画像解析技術等の活用による普及を図り、持続可能な森林経営を促します。[令和5年3月追加]</u>	○	④航空測量によって得られた点群データを、AI等を用いた機械的な判読を行うことで詳細な地形や森林正確な樹種等の情報を把握し、森林資源情報の精度向上を実施（森林資源解析業務）
		⑤ <u>次世代に豊かな森林を引き継ぐため、地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組（モデルフォレスト運動等）を推進します。</u>	○	⑤京都モデルフォレスト運動を発展させるため、放置され荒廃した里山の基盤整備と府民による森林整備活動に対する支援を実施（森林所有者や地域住民等が行う里山林保全活動に対し、市町村と連携して活動経費を支援）
		府内産木材の利用促進のために、 ⑦ <u>炭素固定に寄与する木材製品の普及・開発を支援するとともに、</u> ⑧ <u>京都府施設における府内産木材の率先利用を促進します。</u> ⑨ <u>また、「京都府産木材認証制度」を活用して建築物における府内産木材の利用を促進するとともに、</u> ⑩ <u>大規模な建築物（特定建築物）の新增築等に際しては、一定量の府内産木材の使用を促進します。</u>	○	⑧京都府府内産木材に利用等に関する条例（2022年4月施行）に基づき基本方針を改正（2023年4月施行）し、3階以下、延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下の京都府施設について原則木造化とした。 ⑧「住宅脱炭素化促進事業（ZEH補助金）」において、府内産木材を利用した場合は補助金額の上乗せを実施 ⑦⑨より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地（京都府産）を証明する「京都府産木材証明（京都の木証明）」を創設（2019年度～）するとともに、府内産木材の建築物への利用や木製品の導入等を支援。 ⑩温暖化対策条例に基づき、建築物への府内産木材の利用は着実に実施（改正温暖化対策条例により、使用場所の制限を「敷地内」まで緩和することで、広く府民等の目に触れる場所への設置も可能とした）

## 指標①

### ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証等製品年間出荷量



## 府の点検結果（評価）

- ◎ 里山林の整備、条例に基づく特定建築物への府内産木材等利用制度、ウッドマイレージCO<sub>2</sub>認証制度等の展開により吸収・固定化を推進しているが、森林吸収量はやや減少傾向にあり、府域面積の3/4を占める森林における適切な森林経営の促進や第2次京都府バイオマス活用推進計画（2022年3月策定）に基づく施策も推進

---

## 9. 横断的取組

---

温室効果ガスの排出量の削減のために実施すべき対策は広範な分野にわたっており、これらの対策を円滑に遂行していくには、家庭や企業など個々の主体の高い環境意識とそれに基づく積極的な取組とともに、それらの取組を様々な側面から支える横断的な取組が必要です。

このため、新たな科学的知見やAI・IoT等の新たな技術等も柔軟に取り入れながら、環境・経済・社会の好循環を創出する取組を促進していくとともに、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた社会インフラの構築を進めていきます。

また、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が気候変動問題を自分ごととし、率先して行動を起こすことにより脱炭素社会づくりに向けた社会変革が起こることが期待されます。その役割を担う人材の育成やネットワークづくりを推進するとともに、地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりに資する取組を実施します。

# 9. 「横断的取組」の進捗状況

各項目の取組事例（2024年度まで） ※詳細は参考資料参照。一部2025年度事業あり

中分類	小分類	主な取組事項	実施状況	取組実績
新たな環境産業の育成・支援		④ <u>脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに世界に伍するスタートアップ集積拠点の形成を推進します。[令和5年3月追加]</u>	○	④スタートアップ企業向けのインキュベーション施設及び先導拠点の整備のための調査検討を実施 ④国内外の脱炭素スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場として「ZET-summit」を開催するなど、脱炭素技術の共創プロジェクト創出を推進
脱炭素に資する社会インフラの構築		① <u>再エネ設備、EV、燃料電池等の分散型エネルギーを有効活用する次世代技術（蓄電技術、バーチャルパワープラント等）のインフラを整備します。</u>	○	①「水素エネルギー施策推進事業」において、長期貯蔵性を有する水素を活用した再エネ設備の非常用電力供給の実証事業を実施
脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進	地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とした協働取組の推進	⑦ <u>地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュなど地域で活動する専門的人材を養成するとともに、</u> ⑧ <u>京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ中間支援組織を中心とした普及啓発活動等を支援します。</u>	○	⑦府内の家電販売店や工務店の店員等を「京都再エネコンシェルジュ」に認証し、そのスキルアップを図るとともに、京都再エネコンシェルジュによる家庭の再生可能エネルギー設備導入を促進 ⑦⑧地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員による地域での普及啓発活動を支援

## 府の点検結果（評価）

➡これまで、多様な主体と連携した環境学習の機会の創出や脱炭素化に向けた基盤整備（技術開発・インフラ整備等）の促進を実施してきたが、脱炭素社会の実現に向けてはあらゆる分野で取組の促進が必要であり、庁内においても部局問わず脱炭素を主要課題に位置付けて政策を実施することが肝要

## 2. 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

---

I. 緩和

II. 適応

- 気候変動の影響は多様な分野に及ぶことから、京都府においても関係部局が連携して適応策に取り組むことが必要
- そのため、地域気候変動適応計画（2021年3月に改定した京都府地球温暖化対策推進計画に位置付け）の策定に当たっては、各部局において講じられた適応策の取組や課題等について事前に調査を実施したところ
- 推進計画では、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を毎年点検することとされている。

## 調査結果（概要）

- 農業、畜産、林業、水産業／水環境・水資源／自然災害・沿岸域／健康に関して**40項目の影響事例**について回答あり
- 分野別には、「**農業、森林・林業、畜産、水産業**」の影響事例が**28項目と最多**
- 40項目のうち**73%にあたる29項目は「追加対策が必要」と**の回答。
- 対策が追いついていない影響項目が多く、行政による新たな対策に加え、**適応ビジネスの創出も重要**

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	水稲	白未熟粒等による収量・品質低下（一等米比率の低下）	分けつ期・登熟期の高温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KOS-180運動(緩効性肥料(K),遅植え(O),疎植(S)等により1等米比率80%以上を確保する取組)の展開</li> <li>・高温耐性のある京都府オリジナル品種の開発</li> <li>・スマートフォンアプリによる水稲の生育診断技術の開発</li> </ul>	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都府オリジナル品種の評価・現場展開</li> <li>● 現在普及している品種に変わる高温耐性品種の現地適応性評価</li> </ul>
		病虫害の多発、発生パターンの変化による品質・収量低下	生育期の降雨（長雨、豪雨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫適期防除の判断技術の確立</li> <li>・発生予察</li> </ul>	既存対策で概ね対応できている	
	豆	【黒大豆】 青立ちによる成熟遅延（収穫期の後退）	開花期の高温、少雨 莢伸長期・肥大期の高温	丹波黒大豆の品質低下回避技術の開発	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 品質低下回避技術の検証及び現場展開</li> </ul>
		【黒ダイズエダマメ】 収穫時高温による収量低下や秀品の減少（早期成熟）	成熟期の高温、少雨	収穫期間が長い新品種の育成	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機械収穫に対応 収穫量安定を目指した品種開発</li> </ul>
		【アズキ】 播種期の不安定的化による収穫量変動	梅雨時期の長雨化	新品種開発、栽培法や機械収穫の導入	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 灌水が行える用水設備の整備（特に大區画ほ場）</li> </ul>
		【アズキ】 播種直後及び開花～着莢期の多雨、または高温寡雨	気候の極端化に伴うゲリラ豪雨・高温寡雨による土壌の飽水及び過乾燥	播種深度を深くする。オーガトレンチャによる明渠施工（豪雨対策） 適期の灌水	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かん水支援システムの活用などによる土壌水分管理技術の確立</li> </ul>

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	野菜	【野菜】 ミズナ、ネギ、ナス、トウガラシ等施設栽培における品質・収量の低下	生育期の高温	・フルオープンハウス（天井部解放）の普及 ・万願寺トウガラシハウスにおける環境測定機器活用技術の確立 ・強樹勢・主要土壌病害に強い台木の導入	追加対応が必要	● ミスト発生装置等を活用した高温に対応する栽培方法の検証 被覆資材や遮光方法の検討
		【野菜類】 南方系害虫の北進による地理的分布の拡大・越冬量の増加	冬期気温の上昇	南方系害虫（ミナミアオカメムシ）の発生調査による地理的分布の把握	追加対応が必要	● 定期的な発生モニタリングの実施と広域的な防除技術の開発
		【野菜類】 各種虫媒性ウイルス病の多発	温暖化による媒介虫の増加と発生時期の前進	各種ワクチン苗による防除、媒介虫の早期防除	追加対応が必要	● 新たなウイルスに対するワクチンの開発ならびに媒介虫に対する農薬以外の防除技術の開発
		【イネ・野菜類】 海外からの飛来性害虫の発生とその被害	梅雨時期の梅雨前線の活発化と台風の増加	病虫害発生予察に基づく早期発見と適期防除	追加対応が必要	● 精度の高い発生予察技術の開発と現場への迅速な情報伝達サービスの構築
		【豆類・野菜類】 土壌伝染性病害の多発	夏期のゲリラ豪雨と台風の増加	輪作、拮抗微生物による防除	追加対応が必要	● 抵抗性品種の開発など新たな防除技術の開発
		【野菜（施設園芸）】 パイプハウスへの気象災害被害の増加 【作物】 小豆の冠水	頻発する台風や豪雨・豪雪等による被害	園芸用パイプハウスの気象災害防止対策技術の導入	追加対応が必要	● 局所的気候予測システムの導入等による災害発生の事前予測 洪水が多い地域は排水対策の強化や冠水に強い品目の検討

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
農業	果樹	【果樹】 ブドウの着色不良による品質低下、着色遅延	果実着色時の高温（夜温）	・着果制限等着色向上対策の実施 ・着色が必要のない品種や、着色・食味が良い黒色大粒系品種の導入	既存対策で概ね対応できている	
		【果樹】 ナシ、ブドウの発芽不良（凍害）	冬期の高温	品種の多様化による開花期の分散	<b>追加対応が必要</b>	● 秋施肥改善による発芽不良対策
		【果樹】 ナシ、モモ、ブドウの日焼け果の増加	夏期の高温等	気候変動に対応した果樹品目・システムの探索	<b>追加対応が必要</b>	● 被覆資材・ミスト発生装置等を活用した高温に対応する栽培方法の検証
	花	コギクの開花期の前進、遅延	花蕾形成期の高温	散水による花温の低下	<b>追加対応が必要</b>	● 電照栽培の実証・普及
	茶	病害虫の多発や発生パターンの変化による品質低下	茶生育期・害虫生育期の高温	・害虫適期防除の判断技術の確立 ・病害発生防止のための日よけネットの被覆方法の確立	既存対策で概ね対応できている	
		再萌芽による品質低下	秋以降の高温	気温からの秋整枝時期決定方法の確立	既存対策で概ね対応できている	
萌芽時期の早期化による凍霜害リスクの増大		初春の高温	防霜法（被覆法、送風法等）	<b>追加対応が必要</b>	● 新規の防霜法の開発	
畜産	【畜産】 乳用牛・肉用牛・採卵鶏・肉用鶏の斃死、乳量低下・産卵率低下	夏場の高温	・既存技術の送風機・ミスト装置・屋根散水等を予算に合わせて増設	<b>追加対応が必要</b>	● 低コストで効果的な暑熱対策	
		【畜産】 夏作飼料用トウモロコシの作付け中止	台風の大規模化、頻発する鳥獣害	子実を付けないスーダングラスなどの飼料作物に変更	既存対策で概ね対応できている	
	【畜産】 飼料輸入先国での気象災害による飼料高騰	夏期の高温、干ばつ、頻発する大型ハリケーン等	自給飼料の増産予定	<b>追加対応が必要</b>	● 耕畜連携した自給飼料の増産対策	

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
林業		【クリ】 凍害による苗木の大量枯死	温暖化による落葉時期の遅れ	真冬に気温が上昇、根が水を吸い上げ樹液が薄まり耐凍性が失われることから ・初冬期に根を掘り起こす「株ゆるめ」を推進 ・接ぎ木部位に樹液が溜まり凍ることから、高接ぎ苗の生産普及	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高接ぎに限界があり、接ぎ木部位を地上部からなくす「クリの実から伸びた芽に接ぐ技術の開発</li> </ul>
		【樹木】 樹木伝染病の拡大	夏期の高温小雨による衰弱(マツ枯れ、ナラ枯れ)	・ナラ枯れでは、伝染病の媒介昆虫を防除する効果的な方法を開発	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防除技術の周知と防除体制の整備</li> </ul>
		【マツタケ】 発生期の降雨不足、気温が高低を繰り返すことによる高温障害による発生量の減少	発生期の気温が順調に下がらない、降雨パターンの変化（降雨のない期間が増加）	・マツタケ山の手入れの際、林内残置木で被陰度を高めるなどの手入れ法の修正指導	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の普及資料は古いいため、気象害対策に対する記述がなく、気象害への対応は個々の普及指導員の経験に任されている。気象害への対応を追加した普及資料の改訂が必要</li> </ul>
水産		【二枚貝養殖業】 丹後とり貝の成長不良・大量減耗	夏季における異常高水温	高水温化に対応した養殖技術を開発（生産工程を改善しマニュアル化）	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐高水温種苗の開発</li> <li>● 飼育籠の自動昇降システムの開発</li> </ul>
		【貝類の種苗生産】 アワビの成長不良・大量減耗	夏季における異常高水温	海水を冷却し影響を緩和	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該技術の強化等</li> </ul>
		【藻場】 海そうの群落(藻場)の減少	海そうを食べる生物の増加、海水温の上昇など	ウニなど海そうを食べる生物の除去による藻場保全	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海そうを食べる生物の除去</li> <li>● 海そうの苗や海そうが着底しやすい基質の設置</li> </ul>

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
水環境・水資源	水資源	渇水の多発	高温、少雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の適正な利用促進の普及啓発（水の作文コンクール、水の週間における啓発等）</li> <li>京都府渇水対策本部及び対策連絡会議の庁内の連絡調整</li> </ul>	既存対策で概ね対応できている	

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
自然災害 ・ 沿岸域	河川	大雨による浸水被害 水不足	集中豪雨 濁水	マイクロ呑龍 1 万基構想	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイクロ呑龍設置基数拡大</li> <li>● 防災意識・環境意識の醸成</li> </ul>
	山地	【森林】 倒木・流木の発生増加	豪雨等の発生 増加	倒木被害森林における危険木撤去や再造林 など災害の未然防止のための助成制度等の整備	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空撮画像・地形データ分析等に基づく防災マップ作成と市町村によるその活用推進</li> </ul>
	その他	平成24年京都府南部豪雨 平成25年台風第18号 平成30年7月豪雨 令和5年台風7号	想定を上回る極 端な大雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設の危機管理センターの設置</li> <li>・市町村と連携した広域避難マニュアルの作成、地域間連携の仕組み構築</li> <li>・市町村、物流事業者等との連携強化による備蓄・救援物資配布体制の強化</li> <li>・水害等避難行動タイムラインの作成促進</li> <li>・関係機関との連携推進や合同訓練の実施、装備や資機材の拡充</li> <li>・広域防災活動拠点の整備促進</li> <li>・府災害ボランティアの初動支援チームの養成及び訓練の実施</li> <li>・児童生徒や教職員向けの出前語らいや研修の実施</li> <li>・個別企業のBCP策定促進、経済団体やライフライン事業者との連携型BCPの取組</li> </ul>	既存対策で概ね対応できている	
		台風、集中豪雨	台風の多発、極 端な大雨	道路法面等の防災対策工事 (京都のみち2040)	追加対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一層の対策推進</li> </ul>
		台風、集中豪雨	台風の多発、極 端な大雨	アンダーパス部等の冠水危険箇所における冠水対策施設（排水ポンプや路面監視カメラ等）の機能強化 (京都のみち2040)	既存対策で概ね対応できている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一層の対策推進</li> </ul>
		台風、集中豪雨	台風の多発、極 端な大雨	通行規制情報等を情報提供している道路情報管理・提供システムの改修 (令和4年度改修完了)	既存対策で概ね対応できている	

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
健康	暑熱	熱中症の増加	猛暑日の増加	空調設備の更新及び新規設置	<b>追加対応が必要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空調設備新規設置の拡充</li> </ul>
		熱中症（疑いを含む）による体調不良者の発生	夏期における猛暑日の増加 4、5月における急激な気温の上昇	「府立学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、暑さ指数を参考にしたり、熱中症警戒アラートを確認し、学習活動を工夫したりすることで、熱中症の予防に努めている。	既存対策で概ね対応できている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね対応できており、重篤な熱中症は、発症されていないが、継続的に注意を呼びかけていく必要がある。</li> </ul>

		気候変動影響事例	原因	既存施策や過去の対処方法	対応状況	今後必要な対策
府民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	集中豪雨 (濁水発生、水道施設への障害等)	極端な大雨	府内水道事業者に対する国庫補助（水道水源開発等施設整備費国庫補助）	<b>追加対応が必要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事に必要な経費に対して財政支援</li> </ul>
		京都丹後鉄道の運休	極端な大雨	豪雨災害の多発箇所について、防災減災対策強化事業を実施。	既存対策で概ね対応できている	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他浄水場での高度浄水処理などの対策</li> </ul>